

城井壽章著

歲時行事 上

特32
780

大日本圖書會館			
館	六	三	
函	一	二	七
架	二	架	函
號	冊	號	
九			

027323-001-1

特32-780

歲時行事

城井 壽章 / 著

上

M11

ADJ-0075



明治十一年七月開雕

悔庵城井先生著

歲時行事

槐陰書屋藏



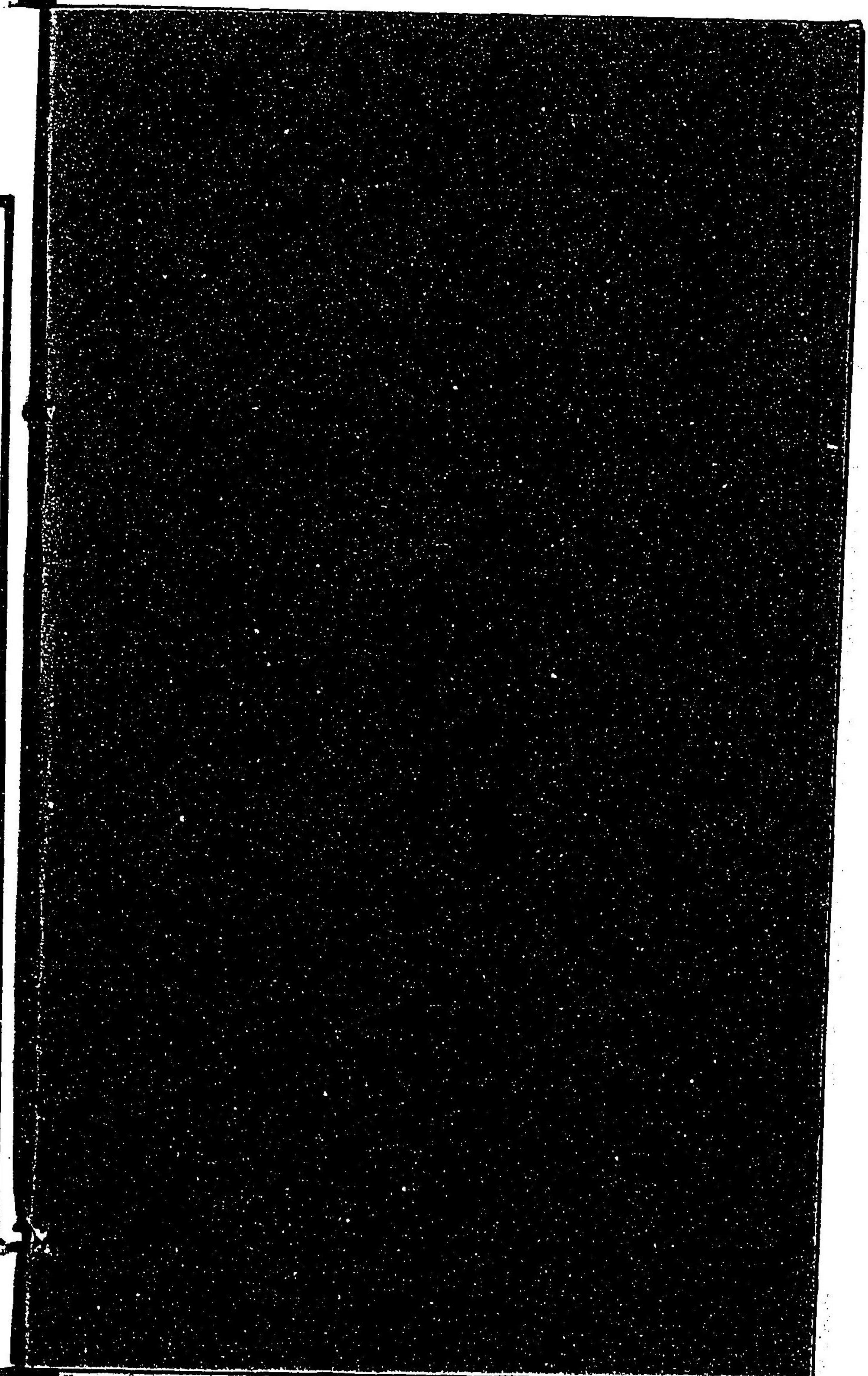
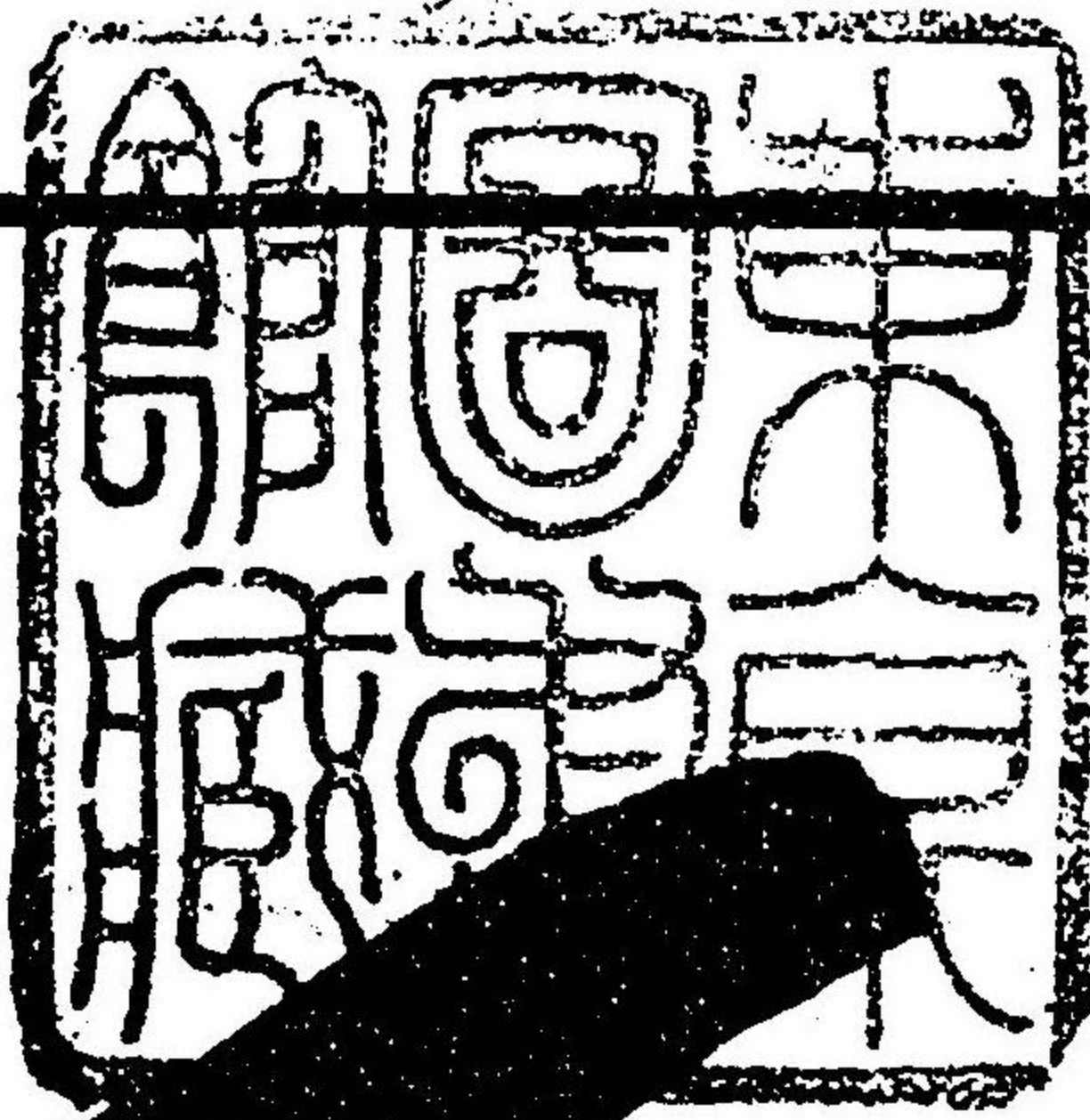
特32

780



特32

780



世

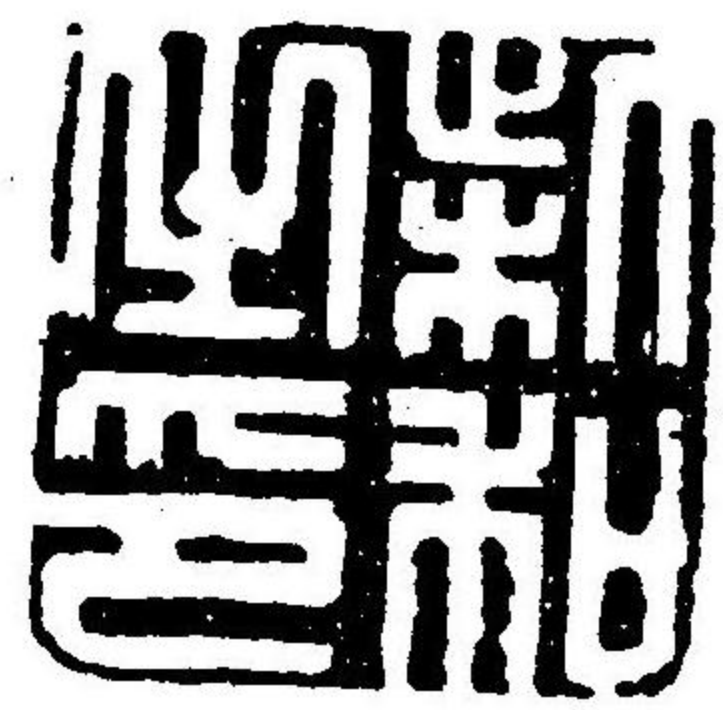
世

石

明治十年

冬十一月

樂系和刻



陵



自禮原立極二子錄季於朝儀象典燦於垂之無窮
所謂天尊地卑君臣定者於 皇國乎見之聖彼授受易
姓郊禘羹泔若固不可同日而語也於其間有沿革隨宜
者有廢興存亡者有古無而今有者是疎井公文所以撰
歲時行事也與或式微之嘆或為碑之盛或或於葬之
淑言與祭儀謹論危言勸王事者間亦載焉其用心也
厚聖古曰禮之不與衆之而治也其此之謂乎於而王政

復古百廢俱舉之際。會皇居罹災。仰多輪奐之美。伏
念濟涑之盛。儀禮省略。是臣子之計。不亦學者豈可不
注意乎。今文德盛。開萬里海外之人。陸續翱翔。宇殿陛之
間。尚禮儀一失。序則侵侮。漸甚。好狎之弊。不為無虞。亦
乘隙者。豈忍可忽哉。抑宮闈得其度。百官得其叙。而後大
禮與天地同節。其儀不惑。使東方黎庶。嗟仰瞻而有所法
是所以公文之深期。而後事字此歎。

明治十年菊花月

佐藤元長撰并書



序

祭祀與朝儀。國家大典。政令所從出。
祖訓所以厲。而即為衆庶之所瞻仰。取準
也。然昔者縉紳先生。家世相傳。視為秘
典。不欲使庶民知之。貞享中。荷田在滿
著大嘗會便蒙。而獲罪。其以匹夫擅述大
典也。今也不然。朝儀祭祀。每有奉行。必布
告天下。使庶民曉然知。朝旨之所在。可謂

規模宏遠卓越前古矣。吾儕小人遭逢
聖世。瞻仰盛事。安可不筆而告衆庶。與
謀報効乎哉。周官擇人。掌誦王志。以巡
天下之邦國。而語之。余刊行此書。亦擇
人之意云

肯在

明治十一年戊寅巧月上浣

悔庵源壽章識



光緒四年歲次戊寅荷月上澣

浙東琴仙王以藩清書於東京上

野不忍池畔聞香社



紀元節 二月十一日

下卷

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 付 御告諭書 十一月廿三日

歳時行事上

東京 城井壽章著

四方拜 一月一日

本日ハ元旦ふるを以て古へより四方拜の嘉儀あり
天皇寅の刻ニ属星を唱へ天地四方山

陵を遥拜し年災を禳ひ 寶祚を祈らせらるる

清凉殿の東階のまへ砌の外ニ屏風を立廻ら

其中ニ三所を設け其前ニ白木の机を置て香華

燈等を供へ此所ふて御拜の儀式あり其古儀の
 詳つひなることへ公事根源江家次第しの書し見え
 とり方今ハ百揆一新せしより其儀式も古禮を
 斟酌し改定せらせとり然るも庚申の冬 皇居
 炎上し罹り今も御假立の 皇居も及し其儀例
 も萬事省畧し後しへるしあり今此も昨年施行せら
 れしの大畧を述べん本日の第四時大廣間の南
 庭し一間ふ三間の廊し二間四方の御假幄を建

て中小簀薦を敷き御屏風二雙を引廻し内し御
 座を設け御燈二基を供ふ式部寮宮内省の官人
 へ庭上便宜しの地を占て伺候し五時 天皇御
 服了て 出御し 御手水。御傘。御裾。御草鞋。御笏。御遙
 拝し給ふ其順序へ先ツ西方し向し 皇太神
 官次し小豊受大神官次し天神地祇を御拜あり又
 西方し向し 神武天皇陵次し 孝明天皇
 陵次し北方し向し氷川神社次し西方し向し賀
 茂寺行幸

茂上下神社男山八幡宮熱田神宮次小東方小向
 ひ鹿島香取神宮と逐次小御拜了りて入御を
 各官も皆漸次小退出此日第五時又賢所皇靈
 神殿の三つ此祭奠あり賢所の祭奠を古内侍
 所の御供と云ひて殊小之を重ぜられとり内侍
 稱て奏い遊ま來き命めいあり
 一あり 天照大神天比磐戸小籠り給ける時
 石凝姥と云ふ神比請造れる鏡あり是を八咫の

鏡と云ふ其後 皇孫天津彦火瓊々杵尊葦原の
 主と成て天降り給ふ時 天照大神自三種此
 神寶を授け給ふとて此鏡をば我を視り如くせ
 よと宣ひより代々此 天皇傳へて寶物と
 給ひ 人皇十代 崇神天皇の御時同殿
 小まゝくして神威を瀆さんことを畏て此鏡を
 請かへられ神代より傳へり御鏡をば大和の
 笠縫邑小移奉り 垂仁天皇の御時伊勢の

國五十鈴の川上小阿がめらる是即今此伊勢
 皇大神宮あり新造の御鏡をべ皇居お置せ
 を漸く又神威を恐おそせて後小別座お安置せらる
 温明殿是おかり今お至るまで神宮と等しく崇あえ
 て主上お暫くも神宮と内侍所のかとをお御
 跡おへせらせ給たまぬことあり今お内侍所お崇
 えられて女官守護おまることお成なり朔日の御
 供へ毎月の事あり御即位の時ハ吉日を撰えばれ

今きて供せらるることあると公事根源お見
 えおり皇靈おとお歴代累朝の天皇の神靈
 を祭まつるおり神お殿おハ天神地祇お八お百萬神を祭まつる
 あり賢所皇靈お此神饌おハ内膳課より調進お神
 殿おハ用度課より調進お其神饌おハ洗米御酒お一お瓶
 餅お一重海魚川魚海菜野菜生菓作菓塩水等也お折
おの高塚六本と折櫃お式部頭祝詞を讀よ了おて神饌
おを撤おき御座を設おるおり神饌を供おる儀式おハおま

べて式部寮かたふて之つを掌つかる二日三日の祭奠も皆
とせ不同

本日あすと朝拜あその儀あり又朝賀あがとも云て古ハ

天皇大極殿だいごくでんふ 出御いしよ群臣朝服しんしんあふくを着き 天

皇を拜あが奉たがること御即位ご即位此儀このぎふ同おなと云へり

公事こうじ早且はやまたより正殿せいでんを裝飾しやうじ第八時諸官人参朝はつじしよくわんにんさんてう

式部頭事具しきぶとうじれる由よしを 奏聞そうもんせれば即 出御

あり次つぎふ 皇后こうごもまゝ 出御いしよあり式部頭 出

御ご此このことを諸官負しよくわんにんおふ報うせ諸官負しよくわんにんお次つぎを以もつて進すすみ

拜謁はいてつして退ひく尋たづて 入御いしよを第九時親王くわじゆしんおう麝香じやかう間

祇候ぎこうの華族けうぞく等朝拜あその儀禮ぎらいも亦また皆みなこれの同おなし第

八時より第九時くわじゆ此間奏任このまゝしよくわんにん官くわんにん内省ないしやうへ参賀さんかを第

九時より第十時じゆじゆ此間有位このまゝゐ此華族参賀このけうぞくさんかを判任はんにんハ

各其廳おのづかふ於おて拜賀はいかを本日あすまゝ外國諸公使がいこくしよこうし来きり

朝拜あそを其儀このぎ早且はやまた官内省くわんにんないしやうを裝飾しやうじ第十時諸公使じゆじゆしよこうし

参朝さんてうを式部頭事具しきぶとうじまる由よしを 奏そうせれば 聖上

皇后 出御一御座を下らせらきて 立御
 式部頭公使ニ告^ツ之ハ各國公使書記官等次を逐
 て拜謁^ハ之^ト 去年來り 獨逸^{獨逸} 和蘭^{和蘭} 白耳^{白耳} 義伊^{義伊} 太里^{太里} 西班^{西班} 牙^牙 魯^魯 西
 國^西 此^此 九^九 ケ 英國全權公使ハルリーエスハークス各
 國公使此總代^{總代} 以て賀^賀 辭^辭 を述^述 ぶ 皇上まことこ
 れ^レ 勅^勅 答^答 一給^給 小諸公使退^退 けバ 皇上 皇
 后もまこと 入御一給^給 小午後第三時諸省へ雇^雇 へ
 る外國人等まこと 宮内省小來り賀^賀 之^之 此日三職
太政

大臣左右大臣 参議を云ふ 以下勅任官并親王爵香間祇候此
 華族等 皇太后小謁^謁 申^申 することあり宮内省此官
 人総て^總 之^之 を掌^掌 るといふ

會澤氏此草偃和言^{草偃和言} を崇^崇 せり小上古鴻荒此世
 小 天照大神高天原小まこと 皇孫
 天津彦々火瓊々杵尊小天下を授^授 け給ハんと
 て八咫鏡八咫瓊曲玉^{八咫鏡八咫瓊曲玉} 並^並 薙劍三種此寶物を授
 て豊葦原此瑞穗此國ハ我子孫王^{我子孫王} たるべきの

地あり 寶祚の隆からむこと天壤と共小窮
 りあうるべしと宣ひし小毫釐も違はま天地
 此開し初より 皇統正しくして唯一つ此神
 流のこ四海小照臨ましくける三種の神器の
 中、小て鏡と劔ハ 宗神天皇此御時鑄替ら
 を新造此物を護身此御璽とあし給ひしこと
 ハ古事記日本書紀ニ見之其鏡ハ天德長久の
 火災小御形を損し劔ハ壽永此亂小海底小沈

みし事ハ諸家此記録小見えしれし神代此
 真物ハ鏡ハ伊勢小劔ハ尾張乃熱田小玉ハ
 禁内小現存ましくて天位の信とあり鎮守此
 靈物とありて今小かえることあく今此宇内
 を即神代此宇内あり 大祖神武天皇中國
 を平定せらば橿原此官小即位ましくて天下
 を治給ひ是より歷朝此 聖帝明主 天日
 嗣を受継せ給ひ萬民を撫育せられ 日神此

御時より今上みかみに至るまで 皇統すうたううはらせ給
 へま朝夕天神あまのかみ不報ふくわういて國家乃安穩あんゑんあらんこ
 とを祈いの給ふ 日嗣ひつぎの君ハ天位あまのゐふてままませ
 ば天あまふ代かろてそ此かこ 日神ひのかみの蒼生あまのこを愛育あいいくせ
 らせし其天功あまのいさを溥いめ給ふこと即天職あまのしやくふれば
 至尊しそんハ萬民ばんみんの為ためめふとて今も元朝げんてうハ天
 地四方山陵さんりやうを拜かし給ふ又朝賀てうがの儀ぎあり群臣ぐんしん
 天皇てんかうを拜かし奉ほうる朝賀てうがの儀ぎを御即位ごけいの禮らいハ同

しく御即位ごけいの禮らいを 神武かむの御時ごときハ始はりて
 其後 歷朝れきてう漸次せんじハ文章ぶんちやうハ美みも備まはりたる禮らい
 ふれば数千載せんしゆざい乃後のちまてハ檀原たんげんハ昔むかしふかたる
 ことふく 天皇てんかうを拜かし奉ほうるかく此ことく
 至尊しそんハ四方しやう拜かの禮らいあり臣下しんげハ朝賀てうがハ儀ぎあ
 ること君臣きんしんハ禮兩らいりやうハ全ぜんと謂いべきあり四
 海萬國しやうばんこく其風俗ふうぞくハままくあれとも此こハ如ごとく天地
 開ひらけし初はつより君臣きんしんハ禮義らいぎ正ただしくして天地と

共小易らさることハ四海萬國ハさきことな
れハ神州の民たらんものハかりそめふも此
義を忘れさ早賤の者まても 聖恩を感戴し
て萬一を謝し奉らんことを思ふべきなり

元始祭 一月三日

神社祭式小本日ハ宮中ハ於て賢所御歴代 皇
靈天神地祇を 御親祭あらせらるゝ是 天津
日嗣此本始を祝して歳首ハ祀り給ふ義あるを

以て元始祭と稱すといへり此日第八時神殿を
裝飾して式部寮宮内省の諸官人着床は第九時
職院省使府縣勅任官着床は式部頭御扉を開く
賢所以下順序恒例ニ随ふ神樂歌を奏し神饌
ハ酒饌海魚川魚野鳥水鳥海鳥御幣物
菜野菜生菓作菓塩水等ハ御幣物
白鞆唐錦の袋ハ紅比羅織ハ桐の宮
不納の紫比羅紐ハ紅比羅織ハ桐の宮
樂歌を奏せ尋て 天皇出御し御玉串を奉り
給ひて御拜御告文を讀給ふ

此大前このあたま白はく今日年始けふのとしのしり乃祭なりまつり恒例つねのよ乃随なりま御み

劍奉つるぎのほう利り御食みけ御酒みし魚いさな乎始なりはじ或種あるたぐい乃物なりもの乎百取なりひゃくと乃

机代つくえしろ乃物なりもの止とど置足おきあし志こころ神壽かむね文ふみ豐壽とよね文ふみ保伎祭たもてまつり留とど

事こと聞食ききい或ある朝廷てうてい乃内なりうち始はじ或天下あるあめ四方國よりのくに乃

公民等こみんらう至いた或彌益あるやえき乃護幸なりまかひ波倍なみ給たま此立榮こゝたか

志こころ給たま止とど白須はくす事こと乎聞食なりききい止とど白須はくす

賢所御鈴等常例けんじょのみすずらうじょうれいの如く了ごと了ごと入御いりみ三職さんしやく以

下勅任官拜禮了したうていにんくわんらいりょう了ごと了ごと奏任官以下拜禮そうにんくわん以下らいり尋

て御幣物及神饌みけものおよびしんじゆんを撤はらき又神樂歌かみがらうたを奏なし扉とらを閉と

づまと神樂歌かみがらうたを奏なし了ごと了ごと衆しゆ之の退出でしゆ此日第

十一時 皇太后 皇后も御拜ありて御玉串

を奉り給ふとぞ諸官人ハ勿論士庶人といへど

朝あ旨しめを體ていし其最寄そのもよの神社しんじやへ参詣まゐりせへき

なり

政事始 一月四日

本日第九時三職以下諸省使長官等参列

歳時行事

天皇正院大政官此へ出御あらせらる式部頭
 進みて曰く伊勢神宮の少宮司申を昨年中神事
 無異の事賀茂神社大宮司申を上下神社神事無
 異の事氷川神社大宮司申を年頭祭恒祭無異の
 事と奏を此間立御し給へハ臣下もまき之を
 不應を尋てまき諸省此事を奏をせハ天裁あ
 らせらせり
還御此日恒例の如く諸官人へ
 祝酒を賜ふ

新年宴會 一月五日

本日式部寮官人正殿を裝飾し午後第四時大臣
 参議諸省使府縣在京此勅任官参列也 天皇
 高御座に御し給へハ群臣磬折を此時朕
 茲に新年を賀し鋪宴を張り群臣を會同せ汝群
 臣朕ら俱に慶まき此意を體しそせ能く歡を盡
 せよとの勅語あれハ大臣奉答して曰く
 天皇陛下茲に新年を賀し群臣を會同し鋪宴を

賜ふ特たまたに寵命ちゆうめいの辱かたじけなくを拜まがみ群臣ぐんしん感喜かんきの至いたり不堪たふさへ
 さるあり豈いかで歡よろこを盡つくし樂たのしみを極きまめざるべけむや乃
 恭まことしく祝賀しゅっかし且かつ 陛下てんかの萬福まんにふくを祈いのり奉たてると
 次つぎて初獻しよけんを供たてし次第しだいに物ものを供たてまじし臣下しんげに賜たま
 ふ次つぎに舞樂ぶがくを奏そうし畢はつて 入御にうごを群臣ぐんしん罄折けいせつし漸や
 次つぎに退ちがひく此日このひ午後ごご四時じゆ在京きやう奏任官そうにんくわん各おのづかに廳ていふて酒
 を賜たまはる地方ちほうに在ある勅奏しよくそう諸官しよくわんへ各おのづかに廳ていふ於おて
 これを賜たまはる六日むつき親王しんおう麝香じやくかう間祇候まんどくごうの華族けわしやくへ酒

宴えんを賜たまはる此儀このぎ一ツに前日ぜんじつに同おなじ有位うゐに華族けわしやく
 へ其管轄きくわんする廳ていふて之これを賜たまはる判任はんにん以下いげよりま
 じ其各廳おのづかに之これを賜たまはる八日やふ陸軍りくぐん始はじに儀ぎあり
 とも今いまふを畧りやくせり二十日にじふじつ教導きやうたう職しやく二級にきゆう以上いじやうに
 朝拜あそらあり其儀このぎまじ一ツに元朝げんてうに同おなじにこれに
 畧りやくを

抑おさへ 朝儀あそらぎを綏すい述じゆつするに憚おそるべきに似にこれと
 とも庶民しよじんの瞻仰せんおうして心得こころえべきことあるを以もつて

此不詳不記して遍く遐方僻壤此ものふ之を
 知らしめんとす泰西乃人々も我元三此禮儀
 の美く備はりたるを称歎せしことハ各種の
 新聞紙も見えたり然るも我邦半解の洋學
 者とも却てこれを譏りて古來此弊事おどろ
 いふハ甚しき誤りなり我邦古來より典章儀
 禮の彬々として全く備はりたること此れ如
 一志あらむもの此義を了知して國恩を報効

する所以を忘るべからず

孝明天皇祭 一月三十日

神社祭式不曰く本日ハ 孝明天皇の崩御一
 給ふ御忌日あるを以て官中不於て 御親祭あ
 らせらせまこと 使を山陵に發遣し幣帛を奉
 り諸官員不於ても其各廳最寄の神社不詣り遙
 拜も然せば士庶人といへともすこ遙拜もへき
 かり其式ハ早且便宜此地不新薦を敷き高札一

崇時行事

脚あしを設たけて玉串たまぐしを獻たまり 掛卷かまき母はは恐おそ伎ぎ 後月輪ごげつりん

東山陵とうざんりやう乃なほ大前おほまへ乎や遙とほ爾なん拜まが羨ま奉ま止と良よ必かな白しろ須す と祝いわ辭ひ

竟やらハ玉串たまぐしハ燒却やきり也なりへきなり

謹こて案あきる小こ 孝明天皇御諱かうめいてんわうごごハ統仁すけひとと称な

一奉いり 仁孝天皇にかうてんわう此こゝ 皇子みまハて天保二

年六月十四日 御降誕ごかうたんあり同十一年二月十

四日 皇太子すうたいしハ立たせ給たまひ弘化四年九月二十

三日 大位おほゐハ即すせらむ慶應二年丙寅十二

月廿五日 崩御くわんごハ給たまふ即新曆すくにんれきの本月本日ハ

當あたる寶筭ほうざん三十五歳さんじゆうごさいあり抑おさり 天皇てんわう天資てんし英邁えいまい

剛毅かうぎハて殊ことハ龍體りゆうたい魁けい偉ゐ力りき衆しゆハ超こさせ給

へり風かぜハ王室おうしつの式しき微こハ属ぞくハ國勢こくせいハ陵夷りやうい

せるを憂うれへ給たまひハより鎮西ちんせいハ強藩かうはん大鎮おほちん各奮おのえ

起おこハ争あて 王事わうじを勤こめ終おハ 大政復古おほせいふこハ基もと

業わざを開ひらくハ至いたり又また 歴朝れきちやう 累聖るゐせいハ山陵さんりやう

荒廢あうはいせハ修理しゆりせハも 先帝せんていハ聖德せいとくハ出い

るふよれり也よ不謚跡を 孝明天皇と奉

りりもまま宣うあることあらまや天下の人々

翅はふ 先帝せんていとるを以て祭奠奉祀まつり給ふと

此こと思ふべうらま今日 中興ちゆうきゆう此隆運りゆううんを啓ひらく

原由げんゆうを思ひ奉りて之これ不報ほう答たする所以ゆゑを謀はかる

べきあり

祈年祭 二月四日

本日このひと百穀ひやくこくの熟う一年いちねん此豊あゆならむことを祈いのる祭

儀ぎあり今いま此義解ぎげ不な欲ほ令し歲灾さいさい不作な時令とき順序しゆじゆトイ

へるハ是こゝあり風雨ふうう水旱蝗螟すいさんそうめい此災さいなく氣候きこう和順わじゆん

ふふて百穀ひやくこく豊熟ほうじゆくせんことを祈いのれるハ古儀こぎあり

本日 大政官廳だいせいくわんてい於おて 伊勢大神官いせおほみかみ官中皇

靈たま乎こゝ此幣帛へいおくを班あち 勅使ちうしを發遣はつかんせしむ次つぎて各

地方ちほう此官幣社くわんへいしや國幣社こくへいしやへへ之これを班あち各地方ちほう於おて

ハ幣帛へいおく此到來こゝせしより日を擇えらんで祭祀まつり也なり 古例此

社しやハ其日そのひを 其祭そのまつり不な関かる地方ちほう此官人くわんじん及および神官しんくわん等

前日より齋戒一地方此官長廳にて幣物を點檢一

僚屬小付をて此當日小た早且より神官神殿を

裝飾一第八時神官此長官以下幄舎小着き次て

地方官も幄舎小着く次小僚屬幣物を門内小入

せ砌上小置く神官の長官殿小昇り御扉を開き

拍手再拝一其側小候也此時神樂を奏一次官以

下神饌を傳供也神饌ハ和指、荒指、御酒、海魚、川魚、鳥、海菜、野菜、菓子、塩、水等なり

僚屬幣物を辛櫃より出一殿小昇り假小案上小

置きハ案ハ預走儀神官此長幣物を神前の案上

小奉り手を拍ち再拝をまて拍手再拝一て祝詞

を讀む

掛卷母恐儀

某神社乃大前ハ官司位姓名恐義母白今

年年祈祭爾御幣捧奉良志給布是以今日大前乎

持齋利麻波慎敬此奉留御食波和稻荒稻爾御酒波

甕上高知甕腹満竝氏鱈乃廣物鱈乃狹物奥津藻

歳持行書

吐

十六

菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留麻置足波志仕奉留

事平良氣聞食敷坐留公民我取作良五穀物

始氏處々爾生出種々乃色物彌益々爾成

幸借給此平良氣安良氣新嘗祭仕奉良志給此倍白

須事聞食此恐恐毋白須

地方長官玉串を獻り拍手再拜了て殿を下り

幄舎小復る各官負拜禮神官の長官玉串を獻

り拍手再拜して本座小復る次官以下皆拜禮

幣物及神饌を徹てつき此間奏ま樂つ尋みて長官御扉とらを閉とち再

拜拍手了て殿を下り帷舎ふ復る奏此間樂ま是こ各地

方の大社ふて行ふ所は大畧おほあり其詳まことあること

へ神社祭式つふ就つて見るべし

謹つとて紫あまるふ古へへ皇太神宮以下國々

の神社三千一百三十二座は神を祭らせらる

此中ふ三百四座ハ所謂いふ官幣社なり皇太

神宮へハ別ふ使を發つて幣帛を進つらる又

國々小於ても各其國司今此知事此祭る神二

千三百九十五座あるあり古此ハ此日此平明

弓鐵魚海藻等此幣を進り中臣此詞此祭ハ天

社國社小自して御年神小奥津御年此猶此豊

熟を祈り次小官中此神小ハ皇孫を守護

奉らむことを祈り座摩此神小を御舎を守ら

んことを祈り御門の神小を四方此御門を守

らんことを祈り生島の神小を諸國諸島僻遠

の地までも治平せんことを祈り又辞別て皇

太神へハ 日神の照臨まゝを限りハ華

夏う蠻ばん貊まうと亦く 皇化くわうハ向ハ一免んことを旨

と一 寶祚ほうそハ長久あらんことを祈り次ハ山

口ハ神ハ材木ハ暢茂ちやうまうを祈り又水みづ今ハ神ハ

を稲苗いななの秀實しゅうじつを祈り給ふことハ延喜式えんぎしきハ載

する所ハ祝詞しよくごを讀みて知るべきあり會澤氏

曰く民ハ食を以て天とを 日神ひのかみ天下ハ照臨

まゝ初よりして蒼生の食て生べきり此
 を植させ給ひ嘉穀此種繁行して今亦至まで
 天下此人民飢を免るゝことを得たり是亦由
 て 朝廷亦年々東作此時亦 日神を始と
 して天下の諸神まで亦年穀を祈り幣帛を國
 々の神社亦領ち給ふ是即萬民の為り食物を
 祈給ふ此義亦り 朝儀ハ此此如く亦亦其
 日亦當てこれを知らず空く過さんハ本意亦

まこと小あらきやと愚謂く庶民といへとも

朝典あそん此辱ちぢきことを心得こころえまゝ地方官神官等

また庶民の為め小此の如く年祈としごまをるを知り

此日ふとふを各を此産土神社うぶまのしんじや小詣り年穀としこを

祈いのちらた必かならずま神慮しんりょふも叶かなひておどろ感應おんがうあう

らむや

紀元節 二月十一日

本日このひハ舊曆きうりき此正月元日このひふりて 大祖神武天

歳時行事 止

皇日向より兵を起し中州を平定し創て都を大
 和の檀原に建て大位に即せ給ふ日ふて即辛酉
 元年正月元日ふ當り元年を紀せし始めふり故
 ふ紀元節といふ今を距ること二千五百三十五
 年あり是より人文初て開け百姓其所を得萬世
 無窮の鴻業を開きし紀元此初元といハジメト
 されば是日ニを宮中ふて 御親祭あらせら
 れ諸官負へ勿論士庶人ふ至るまで此旨を感

戴遵奉して一同ふ 掛卷母恐使 畝傍檀原官 爾

天下知食志 天皇乃大靈乃大前乎遥爾拜美

奉止白須と祝詞を唱へて遥拜せべきふり 遥

の儀ハ 孝明天皇陵を 遥拜する式ふ同し

愚案にるふ本朝年號ハ三十七世 孝徳天

皇元年乙己の歳を大化と號せらるるを始と

ま六年庚戌長門より白雉を獻するふ由て白

雉と改めらるる五年ふ畢るるに次 齊明天

皇天智天皇ハ年號を建シ其次 天武天

皇此時ハ白鳳朱鳥此號あり 持統天皇の

時又年號ハ 文武天皇の五年辛丑對馬

國金を貢するハ因テ三月甲午元を建テ大寶

といふハ世より以來歷代 累朝相繼テ即位

并ハ祥瑞災變あれバ必改元せらる又辛酉の

年を革命といハ甲子の年を革命といハ此

歳ハ必キ改元まるとハハ世り漢土ハ

漢ハ武帝即位の歲初メテ建武ハ年號を建

より唐宋元ともハ漢ハ制ハ由テかハること

ハ明ハ太祖ニ至リ改メテ一帝一號の制を

建テ中ころハ年號を改むることハ謝在杭

五雜組ハ之を稱シテ千古ハ卓越トといハ

り今ハ滿清トキ是制ハ由セリ我 皇朝ト

大政維新の始め一世一號の制を定めらセ

ハキ是前朝ハ卓越トといふベキアリ

又案も近來年號を廢ひする説あり胡氏此
 春秋傳ふもへらく古への元年と稱よして號
 を建ることあり歴世窮りなくして義名盡る
 ことあり豈あを記して遠を明ふて行ふべきは
 法あらむや聖人此意もあらまといへり朱子
 語類ふこれを駁せり然もも胡氏の説も一
 理ありふ似たり

